

【中国における外資企業の資金調達方法について】

中国国内においていったんは収束の兆しも見えたかに思われた新型コロナ肺炎ですが、6月に首都の北京で新たな感染者が確認されて、再び緊張感が高まりました。

日系企業でもいまだに駐在員の方が中国に戻れていない、後任が赴任できず帰任が決まっている前任者がそのまま中国に残らざるをえないといったケースや、製造業では日本からの出張ベースでのSE業務を行うことができず、製品はすでに客先に納品していながら、最後の据え付け・試運転・検収といった手続きができないために売上を計上することができず、代金の請求ができない状況で、資金繰りに苦労されているといった話も耳にします。

今回は、外資企業が増資以外の方法で資金を調達する際にもっとも一般的な方法である親子ローン等の外債手続きについて紹介します。

■ 親子ローンについて

中国で外資企業が親会社等から資金を借入する場合でも、無制限に行うことはできず、その外資企業の資本金や純資産額に応じて借入の限度額があり、借入にあたっては事前に中国外債管理局で外債登記手続きを行う必要があります。

■ 投注差方式とマクロプルーデンス管理方式

(1) 投注差方式

「投注差方式」は会社の登録資本金と総投資額の差額を借入限度額の上限として管理する方法で、外資企業は設立時または増資時に総投資額の登録を行います。

総投資額と登録資本金との比率は下記のとおりです。

総投資額 300 万米ドル以下・・・最低登録資本金は総投資額の 70%

300 万米ドル超 1,000 万米ドル以下・・・総投資額の 50%

1,000 万米ドル超 3,000 万米ドル以下・・・総投資額の 40%

3,000 万米ドル超・・・総投資額の 3 分の 1

・投注差による借入は、1年以内の外債建て短期借入を除き、発生額による管理が行われるため、借入額を返済しても借入枠は使い切りとなります。

(一年以内の外債建て借り入れは、返済すると枠は復活しますが、1年以内で返済されず結果として1年超の中期長期借入となった場合はやはり枠は使い切りとなります。)

・クロスボーダー人民元借入と中期長期の借入は原則として返済しても枠はもどりません。(ただし、外債管理政策により条件が変わることもあり、確認が必要)

(2) マクロプルーデンス管理方式

2016年に公布された銀発【2016】132号通知により上記の投注差方式とは異なる新たな外債管理方式が規定されました。これは前年度の貸借対照表を基にした純資産金額（前年度法定監査報告書に記載の自己資本の金額）を基に、下記の計算式により計算した金額を借入限度額とする方法です。

純資産額 x 融資レバレッジ率（注1） x マクロプルーデンス政策因数（注2）

（注1）：一般の企業「2」

（注2）：従来「1」でしたが、2020年3月に公布された銀発【2020】64号通知により「1.25」に引き上げられました（新型コロナウイルスの影響を受けた企業の資金調達の限度額の拡大を目的）。

上記の計算式のとおり、一般企業は純資産の2.5倍の金額が外債調達可能枠となります。これに返済期間リスク率、類別リスク率、為替リスク率などの要素を加味した金額（調整済借入残高）を使用します。

・投注差方式とマクロプルーデンス管理方式のいずれの方法がより借入枠を大きくとれるかは個々の企業の状況により異なりますが、2016年5月3日以降に、最初に外債登記を行う際にいずれかの方法を選択する必要があり、選択後は継続適用が原則となります。

資本金が小さい貿易会社で過去の未処分利益等の累積額が大きな企業はマクロプルーデンス管理方式の方が借入の枠が大きくなる可能性があります。

・なお、内資企業は投注差の概念がなくマクロプルーデンス管理方式による対外借入のみが可能です。

・マクロプルーデンス管理方式は、通貨・借入期間にかかわらず、残高管理となり、返済すると枠は復活します。

■ マクロプルーデンス管理方式の外債一括登記の流れ

上記で説明した親子ローンは借り入れをする都度、借入時期や金額を外債管理局に登記をして実施をしていますが、国家外債管理局上海市分局が、2020年6月5日に公布した上海匯發【2020】26号通知では、上海自由貿易区臨港新エリアに所在する一定の要件を満たすマクロプルーデンス管理方式を選択している企業は、一括での外債登記を申請することができるようになるとしています（ただしこの場合は純資産額の2倍を限度）。

これにより一括で登記を行えば、その登記した限度額の範囲内で複数回に分けて外債借り入れをすることができるようになり、個別に親子ローン契約をしてその都度登記するといった必要がなくなります。

この試行は海南省や広東省でもすでに行われており、今後ほかの地域にも拡大される可能性もあり、そうなれば外債の事務手続きが簡素化されることとなります。

■ 親子ローン（外債借入）以外の資金調達方法

親子ローン以外の資金調達の方法としては、中国国内の銀行からの借入や中国国内にある関連会社からの借入の方法もありえます。

中国国内の銀行からの借入については、日系企業で多くみられるのは親会社の保証付き借り入れです。日本親会社の取引先銀行の支店に対して、もし中国子会社が返済不能になった場合には、親会社はその弁済を保証するとして証書を差し入れて、それを基に中国子会社が中国国内支店から資金を借り入れるというものです。この借入については、中国子会社の外債枠とは直接関係なく借入をすることができます。

この取引で日本での税務上注意が必要なのは、子会社のために債務保証をした親会社が、保証料見合いの金額を中国子会社から回収していないと、日本の国税による税務調査等で法人税法上「子会社に対する寄付金」として寄付金課税の指摘を受ける可能性があるという点です。そのため親会社が子会社の借入保証をする場合には、親会社は子会社から一定の手数料を回収するという点を検討する必要があります。

また、中国国内に複数の拠点を有している場合に、その企業間で資金融通を行うケースがみられます。この場合に非金融企業が直接資金融通を行うことが中国の各種法律・規定に照らして問題がないかという点「グレー」と言わざるをえませんので、合法的に資金融通をしたいということであれば、手数料は発生しますが銀行を経由しての「委託貸付」という方法を検討することになるかと思います。

仮に緊急避難的に短期的に直接の資金融通が必要な場合には、金利を設定せずにあくまで臨時的なものにとどめるということにすべきでしょう。

以上